

第2章 周南市の目指す環境像と基本方針



第2章 周南市の目指す環境像と基本方針

第1節 周南市の目指す環境像

1. まちづくりの基本理念

第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画では、これまで取り組んできた「合併後のまちづくり」から「自立したまちづくり」へ転換を図る基本的な考えとして、市民と行政がバランスよくまちづくりに関わり、共に協力して、社会全体で支え創る「共創」によるまちづくりを進めることとし、基本理念を次のように定めています。

【基本理念】

∞（無限）の市民力と最大限の行政力を結集し周南の価値を高めるまちづくり

これを踏まえて、まちづくりの方向を次のように示しています。

1. 元気で心豊かな人を育むまちづくり
2. 無限の市民力を発揮できるまちづくり
3. 安心して健康に暮らせるまちづくり
4. 活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり
5. 環境にやさしく快適で利便性の高いまちづくり
6. 最大限の行政力を発揮するまちづくり

こうしたまちづくりを進める先には、今後さらなる人口減少が懸念される中、人と人の繋がりを大切にする「共創」により本市の価値を高め、自立し、誰もが安心して暮らせる「共生」のまちとして、本市の将来像を次のように掲げています。

「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」



上空から徳山湾を望む

2. 目指す環境像

本市の目指す環境像は、まちづくり総合計画の方向性と将来の都市像を踏まえ、周南市環境基本計画（第2次）で掲げている「豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南」を継承します。

「豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南」

私たちが生活で使用する水や周南コンビナート企業群で使用する工業用水は、山間部の豊かな自然循環によって生まれており、農作物や魚介類などの自然からの恵みは、山や海の良い環境によってもたらされています。

このように自然環境は、私たちの生活や産業が密接に関係しており、決して無関係ではありません。

また、八代地区に渡来する「ナベヅル」は、豊かな自然をはぐくまれている証でもあります。

本市が目指す環境像には、こうした先人から受け継いだ豊かな自然を未来にわたってはぐくみ、毎冬「ナベヅル」が大空にはばたくように、豊かな環境を次世代に残す決意が込められています。



第2節 施策の基本方針

1. 基本方針と基本施策

本市の目指す環境像の実現に向けて、計画の方向性を示す指標として、次の5つの基本方針を設定します。

さらに、これらの基本方針を具現化するために、15の基本施策を設定します。

基本方針

- ①新エネルギーの活用と低炭素社会の実現
- ②循環型社会の形成
- ③生物多様性の保全
- ④人づくり・地域づくりの推進
- ⑤大気・水環境などの保全

2. 施策の体系

環境像

豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南

基本方針

新エネルギーの活用と低炭素社会の実現

循環型社会の形成

生物多様性の保全

人づくり・地域づくりの推進

大気・水環境などの保全

基本施策

新エネルギーの利活用の推進

地球温暖化防止対策の推進

環境と経済が好循環する地域づくりの推進

ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）の推進

効率的な一般廃棄物処理システムの確立

環境教育・啓発の推進

生物多様性の確保

自然環境の保全

自然とのふれあいの推進

環境教育・学習の推進

地域住民、団体などと連携した環境保全活動

大気環境の保全

水環境の保全

騒音・振動の防止

環境汚染の未然防止

推進施策

●水素エネルギーの利活用の推進 ●再生可能エネルギーの導入促進

●二酸化炭素排出量削減対策の推進
●環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの構築

●環境関連産業などの育成・集積 ●持続可能な農林水産業の振興

●協働による3Rの推進 ●助成制度を活用した3Rの推進
●事業所への3R推進協力依頼と指導 ●中間処理によるごみ減量と再資源化

●一般廃棄物処理システムの適正化 ●一般廃棄物処理施設の効率的運用
●収集運搬体制の適正化 ●不法投棄対策

●体験を通じた啓発 ●情報発信による啓発 ●環境教育の充実 ●地域から発信する啓発

●野生生物の生育・生息環境の把握 ●野生生物の保護対策の推進
●飼い主のいない犬や猫による被害の防止 ●外来生物の防除対策の推進

●森林の保全 ●農地の保全 ●海辺などの自然環境の保全

●自然環境の活用 ●自然とのふれあいの場の整備や活用

●環境教育・学習の基盤整備 ●環境教育・学習の拡充

●地域住民、団体等の連携・協働による取組の推進
●ごみのないきれいなまちづくりの推進

●自動車排出ガス対策の推進 ●事業場の排出ガス対策の推進 ●悪臭対策の推進
●光化学オキシダント等対策の推進 ●オゾン層保護・酸性雨等対策の推進

●生活排水対策の推進 ●事業場の排水対策の推進

●自動車の騒音・振動対策の推進 ●事業場の騒音・振動対策の推進
●近隣騒音等、その他騒音・振動対策の推進

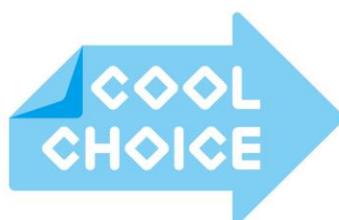
●環境監視体制の整備 ●土壌汚染対策の推進 ●化学物質等の適正管理の推進

『COOL CHOICE（クールチョイス：賢い選択）』

平成 27(2015)年 12 月に採択された「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求するという世界共通の目標が合意されました。これは、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを意味しており、我が国では、令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度に比べて温室効果ガス排出量を 26%削減、2050 年までに 80%削減することを掲げています。

「COOL CHOICE」は、この目標達成のために、世界から「COOL」と称賛される最先端技術や省エネアイデアによって生み出される、低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策につながる、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。政府は平成 27(2015)年 6 月、温室効果ガス削減目標達成に向け、政府だけでなく、事業者や国民が一致団結して「COOL CHOICE」を旗印に国民運動を展開すると発表しました。

例えば、エコカーの購入、エコ住宅の建築、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に交換する、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」があります。

**賢い選択**

出典：環境省ホームページ